

新				旧				
秋田県建設コンサルタント業務等条件付き一般競争入札の参加要件標準 (平成20年3月17日建管-2460)				秋田県建設コンサルタント業務等条件付き一般競争入札の参加要件標準 (平成20年3月17日建管-2460)				
<b>第5章 補償コンサルタント業務</b>				<b>第5章 補償コンサルタント業務</b>				
5-1 参加要件 補償コンサルタント業務については、業務部門に応じて発注業務を表5-1のとおり区分し、入札に参加できる者の要件について、表5-2を標準として定めるものとする。				5-1 参加要件 補償コンサルタント業務については、業務部門に応じて発注業務を表5-1のとおり区分し、入札に参加できる者の要件について、表5-2を標準として定めるものとする。				
(1) 業務区分表 (表5-1)				(1) 業務区分表 (表5-1)				
業務区分	主たる業務内容		業務区分	主たる業務内容		業務区分	主たる業務内容	
業務A	土地調査部門		業務E	営業補償・特殊補償部門		業務A	土地調査部門	
業務B	土地評価部門		業務F	事業損失部門		業務B	土地評価部門	
業務C	物件部門		業務G	補償関連部門		業務C	物件部門	
業務D	機械工作物部門		業務H	総合補償部門		業務D	機械工作物部門	
(1) (2) 標準要件 (表5-2)				(2) 標準要件 (表5-2)				
要件	業務区分			要件	業務区分			
	業務A	業務B	業務C	業務D	業務E	業務F	業務G	
登録	登録要件	対象となる業務部門の登録(注1)						
地域	地域要件	管内に主たる営業所(注2)	県内に主たる営業所(注3)					
実績	会社	(必要に応じて) 同種類似業務の実績						
注4)	管理技術者	(必要に応じて) 同種類似業務の実績						
配置	管理技術者	(対象となる部門の) 補償業務管理者、補償業務管理士(注5, 6)						
要件	業務区分			業務区分				
	業務E	業務F	業務G	業務H				
登録	登録要件	対象となる業務部門の登録(注1)						
地域	地域要件	県内に主たる営業所(注3)						
実績	会社	(必要に応じて) 同種類似業務の実績						

新				旧			
			<b>又は営業所 (注3)</b>	注4)	管理技術者	(必要に応じて) 同種類似業務の実績	
実績	会社	(必要に応じて) 同種類似業務の実績		配置		(対象となる部門の) 補償業務管理者、補償業務管理士(注5,6)	
注4)	管理技術者	(必要に応じて) 同種類似業務の実績		予定			
配置 予定 技術 者の 資格	管理技術者	(対象となる部門の) 補償業務管理者、補償業務管理士(注5,6)		技術 者の 資格	管理技術者		
<p>注1) 複数の部門を含む業務にあつては対象となる業務それぞれの部門の登録を要件とする。</p> <p>注2) 業務Aにおいて入札参加可能者数の確保が困難であることが予想される場合は、地域要件をブロック、県内の順に拡大するものとする。</p> <p>注3) 業務B、C、D、E、F、<u>G及びH</u>において入札参加可能者数の確保が困難であることが予想される場合は、県内、東北管内又は全国の順に営業所を有する者へ地域要件を拡大するものとする。この場合の営業所とは、補償コンサルタント登録規程(昭和59年建設省告示第1341号)第4条第1項第2号に規定する営業所をいい、主たる営業所とは補償コンサルタント登録規程第7条第1項に基づく現況報告書に記載された主たる営業所のことをいう。</p> <p>注4) 同種類似業務の実績は、国等から受注した業務とする。</p> <p>注5) 補償業務管理者とは、補償コンサルタント登録規程第3条に掲げる補償業務の管理をつかさどる専任の者を、また補償業務管理士とは社団法人日本補償コンサルタント協会の付与する資格を有し登録をうけている者をいい、いずれも対象となる業務部門の資格を有する者とする。</p> <p>注6) 複数の部門を含む業務の管理技術者は、主たる業務部門の資格を有する者とする。</p> <p>注7) 業務C、<u>F又はH</u>において補償対象物に大規模な非木造建築物を含む場合には、建築士法(昭和25年法律第202号)第3条の規定に適合する一級建築士を担当技術者として求めることができるものとする。なお、この場合、会社の登録要件に一級建築士事務所登録を有すること。</p>				<p>注1) 複数の部門を含む業務にあつては対象となる業務それぞれの部門の登録を要件とする。</p> <p>注2) 業務Aにおいて入札参加可能者数の確保が困難であることが予想される場合は、地域要件をブロック、県内の順に拡大するものとする。</p> <p>注3) 業務B、C、D、E、F<u>及びG</u>において入札参加可能者数の確保が困難であることが予想される場合は、県内、東北管内又は全国の順に営業所を有する者へ地域要件を拡大するものとする。この場合の営業所とは、補償コンサルタント登録規程(昭和59年建設省告示第1341号)第4条第1項第2号に規定する営業所をいい、主たる営業所とは補償コンサルタント登録規程第7条第1項に基づく現況報告書に記載された主たる営業所のことをいう。</p> <p>注4) 同種類似業務の実績は、国等から受注した業務とする。</p> <p>注5) 補償業務管理者とは、補償コンサルタント登録規程第3条に掲げる補償業務の管理をつかさどる専任の者を、また補償業務管理士とは社団法人日本補償コンサルタント協会の付与する資格を有し登録をうけている者をいい、いずれも対象となる業務部門の資格を有する者とする。</p> <p>注6) 複数の部門を含む業務の管理技術者は、主たる業務部門の資格を有する者とする。</p> <p>注7) 業務C<u>及び業務F</u>において補償対象物に大規模な非木造建築物を含む場合には、建築士法(昭和25年法律第202号)第3条の規定に適合する一級建築士を担当技術者として求めることができるものとする。なお、この場合、会社の登録要件に一級建築士事務所登録を有すること。</p>			
<p><b>附 則</b></p> <p><b>1 この改正は、平成30年7月13日から施行する。</b></p>							